

○無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を改正する省令案 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第二号の二第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>(様式 略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p>9 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6 dB 低下の幅を、470MHz以上の場合は3 dB(設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(設備規則第49条の6の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。))にあつては、6 dB) 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>10～28 (略)</p>	<p>別表第二号の二第2 (同上)</p> <p>(様式 同上)</p> <p>注1～8 (同上)</p> <p>9 (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6 dB 低下の幅を、470MHz以上の場合は3 dB(設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(設備規則第49条の6の2、<u>第49条の7の2</u>及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。))にあつては、6 dB) 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(3) (同上)</p> <p>10～28 (同上)</p>

<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)</p> <p>1～5 (様式 略)</p> <p>注 1～19 (略)</p> <p>20 18の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を、「F3E <u>何MHz</u> から<u>何MHz</u>まで 何波」のように記載すること。</p>	<p>別表第二号の四 (同上)</p> <p>1～5 (同上)</p> <p>注 1～19 (同上)</p> <p>20 (略)</p> <p>(1)・(2) (同上)</p> <p>(3) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を、「F3E <u>905MHz</u> から<u>915MHz</u>まで 何波」のように記載すること。</p>
---	--